

「津波災害警戒区域」の指定について

宮崎県都市計画課
令和7年8月

「津波災害警戒区域」ってなに？

平成23年3月の東日本大震災で発生した大津波により、甚大な被害がもたらされたことを受けて、『津波防災地域づくりに関する法律』が定められ、津波防災対策が進められてきました。

県では、津波に対する安全性を強化するために、最大クラスの津波が発生した場合、住民等の生命や身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域を「**津波災害警戒区域**」として指定します。区域図には「**基準水位**」が表示され、津波から避難する際の有効な高さを確認できます。

住民のみなさまが津波災害に十分な備えができるよう、年内に区域を指定し、県HP上で公表します。

いざという時に津波から「**逃げる**」ことができるよう
津波災害に備える必要があるエリアです

建築や開発行為の土地利用規制を新たに課すものではありません

<津波防災地域づくりに関する法律のながれ>



市役所や町役場のとりくみ

- ①市・町の地域防災計画に津波警戒避難体制に関する事項を記載します
- ②津波浸水想定の見直しや基準水位を基に、津波ハザードマップを更新します
- ③必要に応じて、指定避難施設の指定や管理協定の締結による津波避難施設を確保します

区域内の事業者(施設所有者・管理者)のみなさまへ

(市町)地域防災計画に位置付け

(事業者)避難確保計画を作成

市町村長に報告・公表

(事業者)避難訓練の実施

市町村長に結果を報告

地域防災計画に位置付けられた
社会福祉施設や学校、医療施設などの
施設はこれらの取組が**義務**づけられます

※避難確保計画に定めること

- ・防災体制に関すること
- ・利用者の避難誘導に関すること
- ・避難訓練及び防災教育の実施に関すること

不動産業者のみなさまへ

区域指定後、津波災害警戒区域内の不動産の取引時には、宅地建物取引業法に規定している(施行規則第16条の4の3) **重要事項説明**の**義務**が生じます



これらの取組により、いざという時に津波から
円滑かつ迅速に「**逃げる**」ことができます

住民のみなさまへ

- ・自宅や職場、近くの避難所などの「基準水位」を確認してみましょう。
- ・どのように避難するかイメージしてみましょう。
- ・イメージした避難経路を歩いてみて、危険な箇所はないか、どのぐらい時間がかかるのかを確認してみましょう。



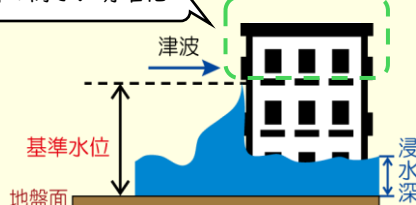
「なんとしても人命を守る」ために、皆さん1人1人の取組と意識が大切です。
津波が来ても命を守れる区域にしていきましょう。



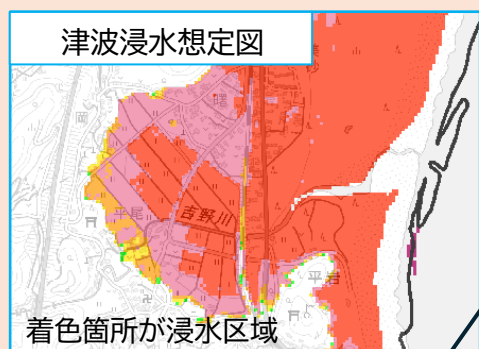
基準水位とは・・・

津波が建物などに衝突した際の
 水位上昇を考慮した
 地盤面からの波の高さです(目安)

避難場所の高さが明確化



「津波浸水想定図」と「津波災害警戒区域図」のちがい (今回指定)

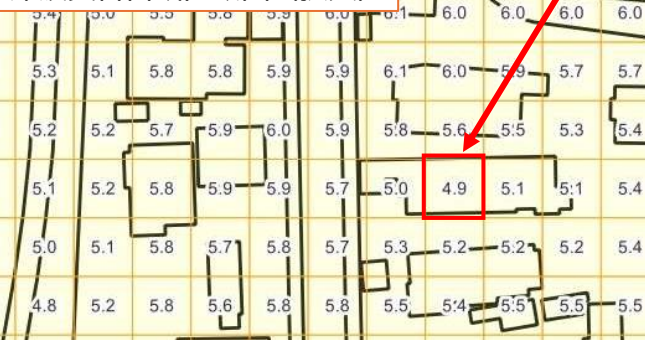


「浸水区域」と「警戒区域」の
 範囲は同じです



10m四方のメッシュ毎に
 0.1m単位で「基準水位」を表示

津波災害警戒区域図 (拡大)



(例)

津波浸水想定 (浸水深)	1.0～2.0m	2.0～5.0m	5.0～10.0m
基準水位	1.4m	4.9m	7.4m

詳細な高さが表示されることで、津波から避難する際の有効な
 高さが確認でき、効率的な避難対策につながります。



もっと詳しく知りたい方は、県HPをご覧ください。
 津波災害警戒区域図は区域の指定後に県HPや県都市計画課、
 お住まいの市役所や町役場で閲覧できます。

宮崎県津波災害警戒区域



<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/toshikeikaku/kurashi/shakaikiban/tsunami/20250808.html>

宮崎県津波浸水想定



<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/kiki/kikikanri/kurashi/bosai/page00150.html>

<お問い合わせ先>

宮崎県 県土整備部 都市計画課 TEL:0985-26-7192
 または、お住まいの市役所・町役場にお問い合わせください。